

日本イギリス哲学会関東部会第80回研究例会（2006年12月8日、法政大学）

報告要旨

報告1

「ロックにおける実在的本質の問題」

長尾栄達（東京大学大学院人文社会系研究科哲学専門分野博士課程）

「エッセイにおいて、実在的本質と唯名的本質の区別ほど重要なものはない」（Aaron）という言葉もあるように、唯名的本質と実在的本質をめぐる問題は、ロック理論哲学における最大の問題であると言っても過言ではない。それゆえ、ロックの本質論に関しては数多くの議論が提示されてきたが、近年最も注目を集めた議論の一つにマッキーの解釈がある。すなわち、ロックの実在的本質の議論の中にクリプキ・パトナムの本質主義を読み込む、「ロックによるクリプキの先取」という議論である。ロック哲学研究に大きな影響を与えているこの議論は、しかし、ロックの文言をよく読んでみるならば、かなりの問題があることがわかる。むしろマッキーの主張とは逆に、ロックは反本質主義の立場にあると考えられるのであるが、本報告では、自然種名の指標性という事柄に対するロックの態度に注目しながら、そのことを示そうと考える。

報告2

「ロック哲学と政治思想における自然法」

島村久幸（東京大学大学院人文社会系研究科（哲学）博士課程）

『統治論』において、ロックは、自然法を既に人々に十分に知られた前提として議論を始めている。そして同書における議論の展開から見れば、彼の政治思想において「自然法」の概念は最も重要な鍵概念と言えるだろう。ここでは自然法の概念の内実は明瞭である。ところが『人間知性論』においては、彼のこの著書の大きな目的である知識の起源と確実性と範囲を明らかにしようという試みの中でも極めて重要であると彼自身が考えていた道徳の概念については、「論証道徳」の提唱にもかかわらず、その内実は必ずしも説得力があるとは言えないという批判がある。さらに自然法がそのような議論の中でどのような位置を占めるのかについても、あまり明瞭ではないように見える。

けれども『知性論』においてロックが考えている自然法は、彼の道徳論、いやそれどころか、彼の哲学の中でも看過できない重要な位置を占めていると考えられる。というのは、彼の基本的な主張は、自然法は神の人間に対する命令であって、人間は神の被造物としてその命令に従う責務を負っていること、神は賞罰によって命令を強制する権限を有していることである。自然法の存在とその内実は、生得的ではなく、経験によって知られるし、知ることが人間に課せられた重要な義務である。そして、このような彼の主張を支えているのは、神の存在の論証である。自然法こそ人間の道徳の第一であり、他の道徳や法の根底をなすのである。この基本的な考えが『知性論』において底流をなしているが、この考

えはさらに、『統治論』においても人間社会および統治の起源、規範、条件の考察の基礎となっていると考えられる。